○小田原市優良青少年団体及び青少年育成功労者等表彰要綱

昭和54年６月12日

改正

昭和57年４月１日
平成12年10月23日
平成15年11月10日
平成22年７月13日
平成23年９月５日
平成29年４月１日
令和４年４月１日要綱第40号
令和７年２月21日要綱第11号

小田原市優良青少年団体及び青少年育成功労者等表彰要綱

１　趣旨

青少年の健全な育成を図るため地域や家庭、学校等を通じた活動が顕著であった優良青少年団体及び青少年の育成に功労のあった者を表彰し、他の模範とする。

２　主催

小田原市こども・若者施策会議

３　期日

別に会長が定める。

４　被表彰対象者

（１）　優良青少年団体

市内に居住する青少年によって構成された団体で、結成後３年以上を経過し、その活動が他の模範となるもの

（２）　青少年育成推進者

本市青少年の育成活動の推進者として他の模範となる者

（３）　青少年育成功労者

永年にわたり本市青少年の育成活動に貢献した者

５　被表彰候補者の推薦基準

別表のとおりとする。

６　表彰

（１）　表彰予定数

別に会長が定める。

（２）　小田原市こども・若者施策会議から表彰状、感謝状及び記念品を贈る。

７　推薦書の提出

各関係機関及び団体の代表者は、別記様式により別に定める日までにこども・若者施策会議事務局に提出する。

附　則（昭和57年４月１日）

この要綱は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（平成12年10月23日）

この要綱は、平成12年10月23日から施行する。

附　則（平成15年11月10日）

この要綱は、平成15年11月10日から施行する。

附　則（平成22年７月13日）

この要綱は、平成22年７月13日から施行する。

附　則（平成23年９月５日）

この要綱は、平成23年９月５日から施行する。

附　則（平成29年４月１日）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日要綱第40号）

この要綱は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令和７年２月21日要綱第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

小田原市善行青少年及び優良青少年団体並びに青少年育成功労者等表彰要綱第５項の規定に基づく被表彰候補者の推薦基準

区分	推薦基準	被表彰候補の推薦	書類審査	最終選考
優良青少年団体	結成後３年以上を経過し、その活動が活発で他の模範となる団体であること。	１　関係機関及び団体の代表者が活動の実態をよく把握している行政機関と協議し、こども・若者施策会議に推薦する。 ２　その他行政機関が特に優良青少年団体と認めた場合は、こども・若者施策会議幹事会で協議した上で推薦する。 ３　こども・若者施策会議の委員若しくは幹事が被表彰候補団体の代表となった場合は、協議に参加することはできない。 ４　過去５年以内に本表彰を受けた団体及び同じ事績で市から表彰を受けた団体は除く。	こども・若者施策会議事務局	こども・若者施策会議
青少年育成推進者	青少年団体又は育成団体の指導者として４年以上在職し、その活動が現在も活発であり、次のいずれかに該当する者であること。 １　青少年の教育・生活指導に当たり寄与した者 ２　青少年の非行防止のために積極的な行動を行い、青少年の保護育成に尽力した者 ３　その他青少年の健全育成に大きく寄与した者	１　関係機関及び団体の長を推薦代表者としてこども・若者施策会議に被表彰者を推薦する。 ２　過去に本表彰を受けた者は除く。		
青少年育成功労者	青少年団体又は育成団体の指導者として８年以上在職し、その活動が現在も活発であり、次のいずれかに該当する者。ただし、既に本会の青少年育成推進者として感謝状を受けた者に限る。 １　青少年の教育・生活指導に当たり寄与した者 ２　青少年の非行防止のために積極的な行動を行い、青少年の保護育成に尽力した者 ３　その他青少年の健全育成に大きく寄与した者			